

令和 5 年度

教職課程
自己点検・評価報告書

成蹊大学

令和 6 年 6 月

表1 成蹊大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧

課程	学部・学科、研究科・専攻		免許状の種類	免許教科
大学学部学科等の課程	経済学部	経済数理学科	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	公民
		現代経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史
			高等学校教諭一種免許状	公民
	理工学部	理工学科	中学校教諭一種免許状	数学
			中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	工業
			高等学校教諭一種免許状	情報
	文学部	英語英米文学科	中学校教諭一種免許状	英語
			高等学校教諭一種免許状	英語
		日本文学科	中学校教諭一種免許状	国語
			高等学校教諭一種免許状	国語
		国際文化学科 現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史
			高等学校教諭一種免許状	公民
	法学部	法律学科 政治学科	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史
			高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学部	総合経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	公民
大学院研究科専攻等の課程	理工学研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
			中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
	経済経営研究科	経済学専攻 経営学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
	法学政治学研究科	法律学専攻 政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
	文学研究科	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
			高等学校教諭専修免許状	英語
		日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
			高等学校教諭専修免許状	国語
		社会文化論専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史
			高等学校教諭専修免許状	公民

大学としての全体評価

成蹊大学は、2023年度時点で設置する5学部10学科、4研究科8専攻の全学部学科、研究科専攻において、教職課程の認定を受けており、我が国の教員養成に大きく寄与しているものと認識しています。教職課程を適切に運営するために、大学の附属機関として教職課程センターを設置し、センターを中心として各学部学科・研究科専攻（以下「学部等」という。）との成蹊大学全学教職課程委員会を通じた密接な連携をもって全学的に教職課程を運営しています。

教職課程の自己点検・評価は、これまで教職課程センターが大学の内部質保証の一部局として教職課程全体の自己点検・評価を実施してきました。

このたびの教職課程の自己点検・評価の義務化にあたっては、当初は内部質保証の仕組みをもとに、内部質保証の取り組みを充実させるような方向での実施を検討していましたが、「一般社団法人全国私立大学教職課程協会（以下「全私教協」という。）」において、文部科学省が策定した「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」をふまえて策定された「教職課程自己点検・自己点検評価基準（以下「全私教協基準」という。）」により行うことで、本学の教職課程自己点検・評価を上記に掲げた共通の指標等で評価することができること、また全私教協が将来的な第三者評価の取り組みを視野に入れたピアレビュー制度を設けていることで、他者からの本学教職課程に対する評価を受けることができる、等の理由から、全私教協基準による点検・評価の実施に変更することとしました。

なお、本学の内部質保証に基づく点検・評価は継続したため、全私教協基準と本学内部質保証に基づくものの2つの自己点検・評価を実施することとしましたが、点検にあたっては、両者の記述を調整しながら進めてきています。

点検の結果、教職課程の各基準項目に関する本学の情報・データの再確認、内部質保証とは異なる視点、学部学科、研究科専攻カリキュラムに係る点検を実施したこと、本学の教職課程の特色や課題認識がなされました。特色事項については、伸長に向けてより取り組みを充実させるようにするとともに、課題として挙げられた事項については、本学教職課程を取り巻く諸事情、環境等をふまえつつ、改善・向上に向けた取り組みを強化していく所存です。

関係者におかれましては、この自己点検・評価に関しお気づきの点、ご意見等をぜひご恵贈賜りたく存じます。

成蹊大学

学長 森 雄一

目 次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	4
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み	4
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	12
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	24
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	33
IV	「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス	33
V	現況基礎データ一覧	34

成蹊大学教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名 : 成蹊大学

学部名 : 経済学部、理工学部、文学部、法学部、経営学部

研究科名 : 理工学研究科、経済経営研究科、法学政治学研究科、文学研究科

(2) 所在地 : 東京都武蔵野市吉祥寺北町3丁目3番1号

(3) 学生数及び教員数

①学生数【学部学科】2023年5月1日現在【表2】

学部	学科	学生数	教職課程 履修者数	備考
経済学部	経済数理学科	330	4	経済経営学科は、 2020年度学生募集停止。
	現代経済学科	608	11	
	経済経営学科	79	-	
理工学部	理工学科	935	29	物質生命理工学科、 情報科学科およびシ ステムデザイン学科 は、2022年度学生募 集停止。
	物質生命理工学科	250	21	
	情報科学科	310	18	
	システムデザイン学科	255	12	
文学部	英語英米文学科	492	49	下記※
	日本文学科	348	51	
	国際文化学科	469	18	
	現代社会学科	439	9	
法学部	法律学科	1,218	33	
	政治学科	684	31	
経営学部	総合経営学科	1,216	13	
	計	7,633	299	

※教職課程履修者数は、2020年度から2022年度入学者の在学生で、本学所定の
教職課程登録を行った者の数である。

※文学部英語英米文学科は、2019年度に英米文学科から学科名称変更。上記数字
は英語英米文学科と英米文学科の合算。

②学生数【研究科専攻】2023年5月1日現在【表3】

研究科	専攻	学生数		備考
		博士前期課程	博士後期課程	
理工学研究科	理工学専攻	121	4	
経済経営研究科	経済学専攻	2	1	
	経営学専攻	9	0	
法学政治学研究科	法律学専攻	3	1	
	政治学専攻	1	0	

文学研究科	英米文学専攻	2	1	
	日本文学専攻	7	1	
	社会文化論専攻	5	5	
	計	150	13	

③教員数 2023年10月1日現在【表4】

学部	専任教員数				教職教科 専任教員 (左記内数)	教職課程 専任教員 (教授) ※	客員 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教				
経済学部	15	2	4	1	16	1		
理工学部	37	14	1	31	39	1		
文学部	31	10		2	36	3	4	
法学部	35	6	1	2	24	1	2	
経営学部	23	5		1	13		6	
学長直属	1		4			6	7	
大学共通			11					

※教職教科専任教員は、専任教員数（教授、准教授、講師および助教）の合計のうち、当該学部で認定を受けている教科の専任教員の実数。

※教職課程専任教員は、学長直属・学部兼務。主として教職の基礎的理解に関する科目等および教科の指導法を担当する教員を指す。

2 特色

本学は、「知育偏重ではなく人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育の実践」を唱えた学園創立者中村春二の教育理念を受け、「桃李」が人を導くように、世人が慕って自然と集まり従う、徳を備えた人物の育成を理想とし、「個性の尊重と人格陶冶による豊かな人間性の形成」という建学の精神を掲げて中等教育から出発した成蹊学園の伝統を受け継ぐ大学である。この理念・精神を成蹊教育の原点として大学の理念・目的および教育目標（人材育成方針）を策定し、学生一人ひとりの個性を尊重し育てる大切にしてきた。大切に育てられた個性や人格陶冶による豊かな人間性は、視野の広い教養と高度の専門的知識・技能に裏打ちされていることも不可欠である。

設置する文系4学部（経済学部・法学部・文学部・経営学部）と理工学部において、こうした願いの下に教養教育と専門教育に取り組んでいる。またこれら5学部が同一キャンパスにあることから、成蹊教養カリキュラムの授業やクラブ・サークル活動を通していろいろな価値観をもった学生同士の接触・交流が広げられており、お互いの個性を尊重し合う社会性を育んでいる。

こうした理念、環境のなかで徐々に醸成される豊かな人間性と能力は、社会的要請である「豊かな人間性をもち生徒を惹きつける個性的な魅力をもつ資質・力量の高い教員」という要件に合致したものにほかならない。本学はまさに社会の期待に応えら

れる教師を育て、送り出すための好適な条件を備えていると言って良い。

このような利点を大いに活かし、本学は「開放制教員養成制度」の趣旨に則って、教師としての責任感や愛情を育み、教職に関する深い教養と教育的技能を教授する課程を大学教育の一領域に位置付け、全学科・研究科における専門教育に応じた教科で、教職課程を構築することとした。広い視野を持ち、高度の専門的知識・技能、科学的研究精神を身につけ、理論的考察力においても実践的教育活動においても、生徒・保護者ばかりでなく、日本国民や世界の人々の期待に応えて活躍できる教師を育成することを願うものである。教育界に貢献できる教師を送り出すことは、大学としての社会的責任を果たすことになると考える。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検・評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1－1 教職課程教育の目的・目標を共有

〔現状〕

本学は、成蹊大学学則第5条および成蹊大学大学院学則第7条の2の規定により、教育職員免許法による教職課程を置くこととし、成蹊大学教職課程規則を定めることにより運営を行っている。成蹊大学教職課程規則において「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及び開放制教員養成制度の趣旨に則り、教育界に貢献できる教師を送り出す」ことを設置の目的と定義した。具体的には、I－2「特色」で挙げた、本学の理念と目的に基づき、以下のとおり教員養成の方針を定めている。また本学では、設置するすべての大学の学部学科、大学院の研究科専攻において教職課程を設置しており、「大学の設置理念」「学科等の設置理念」等をふまえ、学部学科、研究科専攻ごとに、課程認定申請書の様式第7号ア「認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類」に基づく形で学部等の「教員養成の目標・計画」を定めている。これと同様式第7号ウ「到達目標」「具体的な履修カリキュラム」とをあわせてホームページに掲載するとともに、学部等の教員養成・目標については、学生にわかりやすいように「方針」として成蹊大学教職課程履修ガイドのトップページに掲載している。

これについて学生の理解を促し、教育職員免許法施行規則第2条の表備考第10号に掲げる履修状況を踏まえ教員として必要な知識技能を修得することを確認するため、教職課程履修者に「履修カルテ」を作成させている。学生にとっては、自身で履修状況を可視化し教職課程への意識を認識させるとともに、教職課程専任教員とのカルテのやり取りによって、本学教職課程の目標・目的に対する考え方を共有させている。

【教職課程における教員養成の方針】

1. 学園創立者中村春二の教育者としての精神の理解と実践力
「個性を尊重し品性の陶冶による豊かな人間性を形成する。」
互いに個性を尊重し人との関係をつくり魅力的な個性と豊かな人間性を身につけ、またそのような生徒を育てることができる。
2. 教科に関する専門的学識と教科指導力
所属学科の専門領域と関連させて免許教科の目的・内容を理解し、生徒の主体的学びを促進する教科指導を行うことができる。
3. 生徒の教育課題と成長を促す支援の理解
生徒を共感的に理解し、一人一人の生徒の発達や個性に応じた教育的支援について理解している。
4. 教育の現代的課題と教職についての理解
教育の理念・歴史・思想、学校の社会的役割、教職の意義などについて理解・考

察し、教員として教育における現代的課題に取り組むことができる。

〔優れた取組〕

本学の教職課程は、教職課程を基軸とした各学部学科、研究科専攻との連携・調整を重視し、教職課程内において各学部、学科等の状況を十分に理解した上で運営を行っている。これを可能としているのは、後述するとおり、教職課程専任教員が全学共通の学長直属教員として任用されているものの各学部の兼務発令を行い、教授会構成員として当該学部の運営に関わっていることで、教職課程と学部とをつなぐ役割を果たしているからである。本学の教職課程履修者数からすれば、教職課程を基軸に運営することは効率的かつ実質に適っているものと認識している。

〔改善の方向性・課題〕

(1) 教職課程基軸の運営に関する課題

優れた取り組みで掲げた教職課程基軸の運営の課題としては、各学部学科の教職課程に対する意識が薄くなる恐れがあることである。その影響としては、教職課程で必要な科目の時間割と各学部学科の必修科目、演習科目等主要授業科目の時間割が重複すること、カリキュラム検討にあたって教職課程の意向の反映が難しくなることが予測されること、学生の教育実習中の訪問指導での協力体制が円滑にいかない場合があることなどがあげられる。これができるだけ解消するために、前述のとおり教職課程専任教員を学部兼務にしているが、今後は教職課程専任教員と、後述する各学科から選出される全学教職課程委員とのより密な連携を行っていく必要があると認識している。

(2) 履修カルテの運用

本学の履修カルテは、学生がポータルサイトからダウンロードした所定の様式に書き込み、専用のバインダーに束ねて提出することとしているが、所在が学生あるいは内容を確認する教職課程専任教員または教職課程センター担当職員のいずれかにある状態となり、同時期に確認することができないものとなっている。また学生個々に対する指導記録の蓄積も難しくなっている。学生に対して教職課程としてよりきめ細かな指導、諸課題に対する適切な助言等を行うために、電子化することをも考えられ、2024年度に検討を行う予定としている。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料 1－1－1：成蹊大学学則第 5 条
- ・資料 1－1－2：成蹊大学大学院学則第 7 条の 2
- ・資料 1－1－3：成蹊大学教職課程規則第 2 条
- ・資料 1－1－4：成蹊大学教職課程における教員養成の方針
- ・資料 1－1－5：課程認定申請書「様式第 7 号ア・ウ」記載事項（学部学科）
- ・資料 1－1－6：課程認定申請書「様式第 7 号ア・ウ」記載事項（研究科専攻）
- ・資料 1－1－7：教職課程履修ガイド 2023
- ・資料 1－1－8：履修カルテ様式

基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫

〔現状〕

本学教職課程は、成蹊大学教職課程規則第2条に掲げる教職課程の目的を達成するために、次のとおり組織等を構築し、日常的な教職課程運営および先々の計画の策定を行っている。

(1) 教員組織・職員組織について

本学教職課程は、以下の教員組織、職員組織のもと運営を行っている。

①教職課程所属の専任教員

本学の教職課程専任教員は、教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数4名に対し次の【表5】のとおり6名配置している。このうち中学校または高等学校で指導歴があるのは4名で、うち3名は専任教諭としての勤務歴があり、残り1名は非常勤講師での勤務歴がある。

教職課程専任教員は、学長直属教員として採用されるが、兼務として各学部（経営学部を除く。）に所属し、当該学部の組織運営、教育研究活動にも関与している。また、教職課程専任教員の募集、採用、昇任については、大学人事委員会の決定のもと、「成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する内規」に基づき行われている。

【表5】教職課程専任教員

氏名	兼務所 属学部	主な担当授業科目
岩田 淳子	文	教育相談、教職実践演習
喜岡 淳治②	文	教職論、国語科教育法
二井 正浩②	経済	社会科教育法、地理歴史科教育法、教育の方法と技術
馬上 美知①②	法	教育原理、社会科教育法、公民科教育法、教職実践演習
松沼 光泰②	文	教育心理学、教育の方法と技術、教職実践演習
宮下 敦②	理工	理科教育法、教育の方法と技術、教職実践演習
①：「教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）」の担当 ②：「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）」の担当		

②教職課程を担当する職員組織

教職課程に係る職員組織については、業務を所管する教務部に所属する職員を次に説明する教職課程センターに配置し、教職課程運営に必要な業務のほか、日常的な教職課程履修者へお指導・相談・支援等を行っている。2023年度末時点では、課長職1名、専任教員2名、有期契約職員1名が配置されている。

教務部職員を教職課程センター担当にすることで、教務部における学部教務と教職

との密な連携のもと業務遂行がなされている。なお、現職の課長職については、教職課程事務経験が豊富であることから、教職協働を強く意識し推進させるため、学長任命を受け教職課程センター副所長を兼務している。

このほか、主に教育実習、学校インターンシップ、介護等の体験、教育職員採用に関する情報提供、学習指導等に関する業務を専ら行う者として、教職課程センターに教務部所属の嘱託職員の「教職課程専門員」を採用している。

③教職課程科目担当の非常勤講師等の採用・管理

「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科の指導法に関する科目」「大学が独自に定める科目」の各授業を担当する非常勤講師は、教職課程の専門性の担保をより確実なものとするため、後述の教職課程センターで候補者を選定し、採用審査を文学部または理工学部に委託する形で手続きを行っている。採用後の諸管理は教職課程センターが行っている。

④教職課程科目担当者の資格確認と業績蓄積への支援

教職課程科目担当者の採用にあたっては、科目担当にふさわしい業績等の審査を行っているが、課程認定においては過去 10 年分の活字業績が審査対象となるため、日常的な業績蓄積が求められている。しかし、非常勤講師によっては本務先がなく日常の研究活動を発表する場が少ないとことから、本学では後述の「教職課程年報」への論稿等の投稿を認め、業績研鑽への支援を行っている。

(2) 教職課程センターの設置

本学及び各学科の教員養成方針に基づき、豊かな人間性をもち、視野の広い教養及び高度の専門的な学識や資質を備え、更に実践力及び課題解決のための実践的研究力を身につけた教員を養成するための全学的な組織として、教職に関する事項を全学的に統括し、教職を志す学生の履修から教員採用まで一貫した指導体制により支援することを目的として、2018 年 10 月に、学則に規定する大学の附属機関として「教職課程センター」を設置した。これは、1990 年度に開設し、主として教育実習、教員採用、介護等の体験の実施に係る業務を中心としてきた従前の「教職課程指導室」に、教職学生の履修指導、教職課程科目の授業計画・時間割編成、自己点検・評価の実施、課程認定・変更届等文部科学省申請・届出関係等、教職課程運営に必要な業務全般をつかさどり、学長のリーダーシップのもと、学部学科、研究科専攻との連携体制を構築するものとして機能強化した組織である。

教職課程センターには、事務室のほか、自習室、小会議室および模擬授業・グループワークができる教室（以下「模擬授業室」という。）を設けており、これらは教職課程履修学生が利用できる。

(3) 教職課程運営会議体

本学教職課程の運営体制の中心となる会議体は以下のとおりであり、その組織の関係については、【表 6】のとおりである。以下の 3 つの会議体により、学長のリーダーシップの下、全学的に課程認定を受けている各学科等が主体的に教職課程の運営に関わることになり、さらに教職課程担当の教職員がこれらを下支えする体制が整備

もされたことで、教職課程の運営を適切に行っている。

①成蹊大学教職課程協議会

成蹊大学教職課程協議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、教職課程センター所長、教務部長、教職課程担当課長（教務部）等で構成される、教職課程及びセンターの運営に関する基本方針及び重要事項を協議する会議体である。

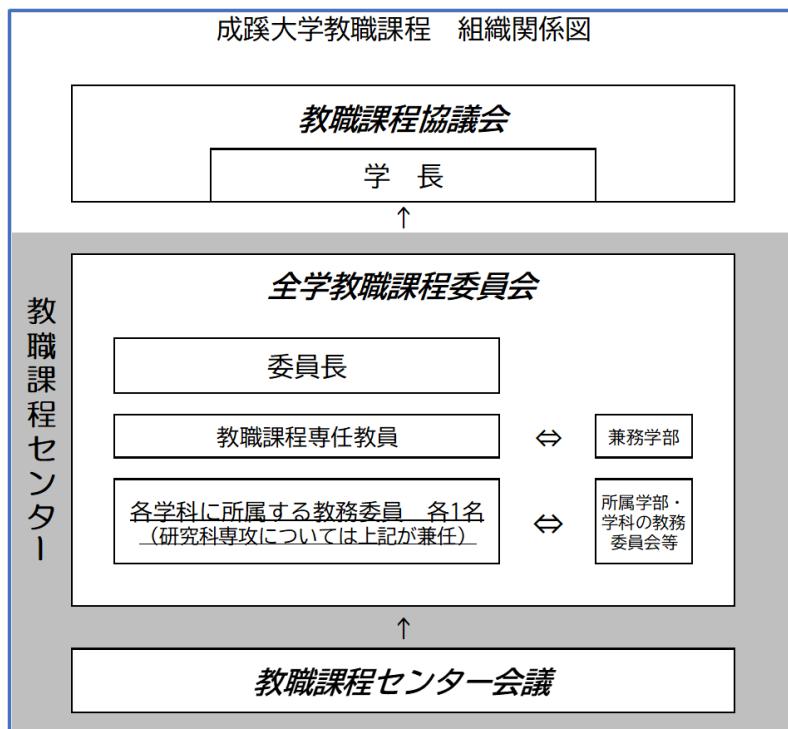
②全学教職課程委員会

全学教職課程委員会は、教職課程センター所長、教職課程専任教員（学長直属教員として雇用され、学部を兼務）、認定課程学科の教務委員、教務部長、教職課程担当課長（教務部）等で構成され、教職課程の全学的な運営の調整、教員養成のカリキュラム編成、学生指導等に関する協議を行う会議体である。教職課程専任教員が学部を兼務して教授会構成員となっていることや、認定課程学科の教務委員を構成員とすることで、教職課程の教学的方針と各学部学科の教務方針との関係性が密になっている。特に、各学部学科、研究科専攻の教員養成カリキュラムについては、この委員会を通して、毎年度文部科学省に提出する「変更届」を活用して管理を依頼している。

③教職課程センター会議

教職課程センター会議は、所長、教職課程専任教員、教職課程担当の課長及び事務職員（教務部）等で構成され、教職課程における日常的な業務に関する企画、実施および運営について協議する会議体である。

【表 6】成蹊大学教職課程の組織関係図



(4) 教職課程の質的向上・情報提供に係る取り組み

①授業評価アンケート結果の共有

本学では毎年の前後期に、全学的な授業評価アンケートを実施しているが、教職

科目についてはこれまで成蹊大学教職課程規則第 4 条に規定する各科目的運営を委託している学部において結果を取りまとめていたため、教職課程としての状況把握が難しい状況であった。これを 2023 年度から、教職課程科目（教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法および大学が独自に設定する科目）について抽出し統計をしていただくこととした。この結果（集計）を教職課程センター会議で確認し状況の共有を行った。

②情報の公表

教職課程に係る情報提供について、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 により義務化された事項を基本として、「教員養成の理念・構想および課程の設置趣旨【養成する教員像】／到達目標／履修カリキュラム（課程認定申請書様式第 7 号ア・ウの事項）」「教職課程の取り組み」「教員組織および教員紹介」「カリキュラムとシラバス」「教職課程に関するデータ」「学校図書館司書教諭課程」「教職課程科目等履修生について」「成蹊教職研究会からのお知らせ」「教職課程年報」「Q&A」「教職課程自己点検・評価」について掲載している。

(5) 施設・設備

教職課程にかかる施設・設備について、前述の教職課程センター内設備のほか、大学全体として「教職課程認定基準」に基づき、適切に施設設備を整備している。また、Wi-Fi 環境の整備により、BYOD 化により学生自身が所有する PC を学内のどこでも使えるようになっているほか、LMS 対応として、授業関連情報の総合的管理蓄積のシステム（Course Power）、学習支援システム（Web Class）、ポータルサイトのキャビネット機能、Microsoft365 を学生、教職員とも利用している。

(6) F D／S D

教職課程の F D 活動については、教職課程センター会議の構成員が参加した各種研修会、勉強会、セミナーなどについて教職課程センター会議において報告および意見交換を行うとともに、成蹊教職研究会の活動、教職課程年報の作成などを通じて、教員の質向上および教員組織の改善・質向上を図っている。

S D 活動については、教職員共通で、主に機関加盟している全私教協、関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会（関私教協）、東京地区教職課程研究連絡協議会（東教協）の参加により得た教職課程の動向等の情報を教職課程センター会議で報告および意見交換を行っている。また、職員の取り組みとして、都内私立大学教職課程事務担当者懇談会（都私教懇）、大学教務実践研究会、京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会で開催されている教職課程事務に係る事項および教員免許事務に関する研修会に、オンライン、後日オンデマンド視聴を活用しながら参加し研鑽を図っている。

2023 年度に取り上げた内容は、データ 1－2－1 のとおりである。

(7) 自己点検・評価体制

本学の自己点検・評価実施にあたり、全学的な内部質保証体制が構築されており、教職課程においても、全学的な内部質保証体制の一部門として、「内部質保証推進チーム」

を設けた上で、毎年自己点検・評価を実施している。内部質保証推進チームは、教職課程専任教員および教務部教職課程事務担当で構成され、本学の「内部質保証点検・評価シート」に基づき実施し、それを全学教職課程委員会委員からの意見を聴取して後に内容を確定させている。このシートは、教職課程ホームページにて公開をしている。

この教職課程の自己点検・評価についても、基本はこの「内部質保証推進チーム」が中心となるが、各学部学科・研究科専攻の点検にあたっては、全学教職課程委員会を通じて各学部学科・研究科専攻の点検・評価を依頼し、最終的に「内部質保証推進チーム」で集約、調整した上で内容確定させることとしている。

〔優れた取組〕

教職課程専任教員は、全学共通の学長直属教員として任用されているが、各学部の兼務発令を行い、教授会構成員として当該学部の運営に関わることで、教職課程と学部とをつなぐ役割を果たしている。また、全学教職課程委員が学部学科の教務委員を選出していることで、当該学部のカリキュラム、学生指導等教学の課題に関し教職課程に影響する課題等について早期の把握、調整をすることができている。さらに、教職課程の事務所管が、各学部の教学運営の支援を行う教務部であることから、教務部の教職課程担当と各学部担当との間でも密接な連携がなされている。この教職課程専任教員、全学教職課程委員、教務部教職課程担当の各々の役割を果たすことによって、教職課程の運営を円滑にしている。

〔改善の方向性・課題〕

(1) 教職課程協議会の実質化

教職課程協議会について、近年は課程認定が落ち着き、カリキュラム変更も教育職員免許法施行規則の改正等によるもののみであることで比較的平穏な状況であることから、報告的会議にとどまっている。この自己点検・評価の実施を契機に、学長のリーダーシップを十分に發揮できる形での運営をしていくようにする必要がある。

全学教職課程委員会は、年間7回程度開催を予定しているが、認定課程の全学科から委員を選出していただいていること、担当職員の服務の関係もあり、授業実施期間での対面（オンライン）での開催が難しい状況であり、対面実施が授業のない時期の4月の前期授業開始前、9月の後期授業開始前および1月の後期授業終了後に限られている。その他の回はメール会議として、議題、資料等を提供し意見等をいただきながら審議する形式をしているが、より充実する会議方法がないか検討することも必要と思われる。

(2) FD／SDの充実と全学的取組の強化

教職課程のFDおよびSD活動について、コロナ禍の影響、教職員の異動等も影響し、前述のとおり教職課程センター会議メンバー内の活動にとどまっている。

FDに関し、大学全体で教職課程を運営していくためには、全学的なFD活動への発展が重要である。

また SDについても同様であるが、教職課程センターの事務所管が教務部であるにもかかわらず、教職課程の事務内容が多岐にわたるため、教職課程センター配属職員以外には認知されにくい状況である。教職課程の業務知識は教務業務でも必要なものであることから、まずは教務部内での SDにより学部学科の教務事務と教職課程事務との連携の重要性を涵養させる取り組みが必要である。

(3) 教職課程専任教員の構成について

本学の大学教員の定年は 65 歳で、その後は希望により最長 3 年間は特別任用教授として任用されることが可能である。現在、が 1 - 2 (1) ①で掲げた教職課程専任教員のうち、60 歳代教員が 4 名おり、今後の教職課程の安定的運営を考えると、担当科目等の配置とあわせてバランスの取れた年齢構成にする必要があり、今後の教員採用にあたって課題として認識しながら手続きを行う予定である。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1 - 2 - 1 : 成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する内規
- ・資料 1 - 2 - 2 : 成蹊大学教職課程センター規則
- ・資料 1 - 2 - 3 : 成蹊学園事務組織規則第 12 条第 1 項第 12 号
- ・資料 1 - 2 - 4 : 成蹊大学非常勤講師の選考に関する規則
- ・資料 1 - 2 - 5 : 成蹊大学教職課程年報【表紙】
- ・資料 1 - 2 - 6 : 教職課程年報執筆要項
- ・資料 1 - 2 - 7 : 成蹊大学教職課程協議会規則
- ・資料 1 - 2 - 8 : 全学教職課程委員会規則
- ・資料 1 - 2 - 9 : 教職課程ホームページ（目次／教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報）
- ・資料 1 - 2 - 10 : 理工学部理工学科課程認定申請書様式第 6 号「認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類」
- ・資料 1 - 2 - 11 : 経済学部・経営学部課程認定申請書様式第 7 号「認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類」
- ・資料 1 - 2 - 12 : ポータルサイト画面（LMS 表示）
- ・資料 1 - 2 - 13 : 2023 年度質保証推進チーム構成員選出について（教職課程：回答）
- ・資料 1 - 2 - 14 : 【2022-23】18_教職課程センター点検評価シート_情報公開用 : HP 掲載
- ・データ 1 - 2 - A : FDSD_会議での FDSD 活動／文科省、教育委員会関係の議事一覧
- ・データ 1 - 2 - B : 2023 年度教職課程センタースタッフ参加の教職関連勉強会、研修会、説明会等

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目2－1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

〔現状〕

(1) 教職課程履修希望者への取り組み

教職課程においては、以下のとおり、オープンキャンパスでの個別相談、ガイダンス等を実施し、教職課程の履修を希望する学生への適切な説明を行い、学生確保に努めている。

①オープンキャンパスでの個別相談

本学で毎年開催するオープンキャンパスのうち、8月実施時に、教職課程個別の相談コーナーを設け、受験予定者に対して情報提供、相談等の対応を行っている。

②各年次ガイダンスの実施

在学生には、毎年の年度のはじめに、教職課程履修の意義と目的、履修方法、教育実習、介護等の体験、教員採用などに関する説明を行うガイダンスを実施するとともに、随時教職課程センターで相談に応じており、教職課程を履修する学生に適切に情報提供を行っている。

1 年次：教職課程・教員免許状に関する全般、本学教職課程の特色、各年次での履修の流れ、履修方法、教職課程関連施設等について説明する。

なお、1年次向けの各学部学科の履修ガイダンスでは、教職課程の概略を説明した上で、詳細は教職課程ガイダンスに参加するよう促している。

2 年次：教職課程の履修を続けるための「教職課程登録」の手続き、履修カルテ作成、2年次科目の履修に関する注意事項、学校図書館司書教諭課程等について説明する。

3 年次：次年度の教育実習に向けての申請手続き、介護等の体験、3年次科目の履修に関する注意事項等について説明する。

4 年次：教育実習を行う年度であることから、教育実習に関する直前指導・事務手続き、教育職員免許状の申請手続きの説明をするとともに、取得しようとする校種・教科の免許状に係る必要単位を修得しているかを確認させている。

③教職課程の履修資格と履修継続に向けての取り組み

本学教職課程では、履修定員は設けず、2年次のはじめに行う教職課程登録（教職課程履修費 20,000 円を納入）を行ったすべての者が教職課程を履修する資格を得ることとなる。この情報は、途中で教職課程の履修を辞めても保持し、その後履修を復活する際への便宜を図っている。

教職課程履修に向けて、次の方針等を策定し、ホームページで公表している。

1) 「成蹊大学教職課程における学生の受け入れ、履修等に関する方針」の策定
学生の受け入れ、履修する学生に求める素養、心構え、教職課程科目の履修等に係る指針をまとめている。

2) 教職課程における「よくある質問」のホームページ掲載

教職課程履修に際し、多く寄せられている事項について、「免許状」「履修」「教育実習」「その他」の4つに分類してホームページに掲載し、履修を進める

うえでの一助としている。

3) 「成蹊大学教職課程に関する学生支援方針」の策定

教職課程履修者に向けての学生支援の内容についてまとめている。

④オフィス・アワーの設定

教職課程専任教員が、授業実施期間中の昼休み、交替でセンターに在室するオフィス・アワーを設け、学生支援を行っている。

(2) 教職課程履修者数・教育実習者数・教員免許状取得者数

上記③に基づく、2023年5月現在の教職課程履修者数は、「教職課程の現況及び特色 1 – (3) – ①」で示す通りであり、入学年度ごとでは、例年100名前後の学生が新たに教職課程登録を行い履修している。2016年度以降において、どの学部とも一定数前後の登録者で推移している（ただし、2020年度以降の経済学部と経営学部は、2019年度までの経済学部経済経営学科が母体であることから、合算で確認）。

2年次で教職課程登録を行った教職課程履修者が3年次、4年次と履修を進めいく割合は、2019年度の2年次生までは3年次科目履修率が60%を若干超える程度、4年次科目履修率は60%を割る傾向であったが、2020年度の2年次生以降は、3年次科目履修率が75%以上、4年次科目履修率が70%を超えるようになった。

教育実習者数は、2016年度までは90名程度であったが、2017年度以降は毎年60名程度と急減した。ただし2024年度の教育実習予定者が80名と、若干持ち直しがてきている。教員免許状取得者数は、取得年度に教育実習を行ったものほぼ全員が取得し、そのほとんどが中学校と高等学校の両方の免許状を取得している。

(3) 教育実習の履修資格

4年次で教育実習を行う場合には、3年次終了時までに、各学部学科で定める卒業に必要な単位を90単位以上修得した上で、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「道徳の指導法」「教育実習（中・高）または教育実習（高）」および「教職実践演習」を除く科目の単位、各教科の指導法のうち各学部学科および取得しようとする教科ごとに指定する科目、並びに教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する4科目の単位修得を義務付けており、学部学科の卒業に必要な単位を順調に履修し、かつ、教職課程の学習をほぼ終えていると認められる者を教育実習に派遣するようになっている。

なお、本学の教育実習に関しては、「教育実習要項」を定め実施している。

(4) 教職課程におけるCAP制の考え方

教職課程の科目は、一部を除き、卒業に必要な単位として認めておらず、各学部学科で定める履修上限（CAP）の対象外としている。それは本学には教員養成系の学部等はないため、教職課程の履修は、学位プログラムを適切に履修できる学生が、当該学生の意思によって、自身の学修に付加する形で履修するものと考えているからである。履修上限は、学生が知識を確実に身につけるため、単位制の原則に基づき適切な学修時間を確保するために設けられているものと解釈できるが、大学教育

の前提是学位プログラムを適切かつ確実に履修することを求めるものであり、履修上限は学位プログラムの履修に対して設けている。

(5) 大学院生の教職課程履修（教職課程科目履修生としての履修）

本学では、大学院の学修とあわせて「教職課程科目履修生」として、教職課程の科目を履修し、一種免許状の所要資格を得させる履修することを認めている（研究科専攻の基礎となる学部学科の免許状に限る）。大学院入学予定者には、大学院入学手続き時に教職課程履修に関する要領を提供し、希望する場合には教職課程センターに学力に関する証明書を提出し履修指導を受けた上で、必要とされる年次のガイダンスに参加するようにしている。

(6) 教職課程履修者の教員採用・就職に向けての意識醸成

教職課程では、教職課程センター、教職課程専任教員を中心とした日常的な学生の履修指導を行うとともに、教員採用試験対策を主として指導する教職課程専門員による指導、教職基礎教養強化講座、特別講演会、成蹊教職研究会を通じた卒業生の教員との交流をはかることなどにより、学校現場や教育の状況、教師として必要なスキルを理解させるようにしている。これらの取り組みによって学生の教職への意欲を高め、学習の活性化をはかっている。

①教職基礎教養強化講座

在学生、特に2・3年次生を対象として、教師に必要なスキルの修得を図るために実施している。

1) ファシリテーション講座

授業で幅広く導入されてきている言語活動を行うにあたり、教室におけるファシリテーション技術を学ぶものである。

2) ICT 講座

（株）内田洋行の協力を得て、学校現場でのICTおよびICTツールの現状と未来について知り、その活用の必要性等についてツールの実体験・作業等を行いながら学ぶ講座である。

②教職課程特別講演会

教職課程特別講演会は、教職課程履修者に、教職課程履修継続のための意識醸成、教育実習に向けての心構え、教職就職等進路選択の一助等とするために、2年次と3年次に実施している。2年次では、教育実習が終了し、進路がほぼ決まっている4年次生に登壇いただき、大学での専門と教職課程の学修の両立、教育実習体験、進路選択等に関して講話いただくこととしている。登壇者は必ずしも教職就職者に限っておらず、教職に就職しない学生が、学修、就職活動と教育実習との両立の苦労と、それでも教職課程を続けたことへの意味等を話していただいている。3年次では、本学卒業生で教職就職した者で、原則として「若手（勤続3～6年程度）」「中堅（10年以上）」「ベテラン（20年以上）」の三者に登壇いただき、それぞれの世代から教育現場の現状、これまでの自身の歩み、学生に求めること、等についてお話し

いただいている。

③成蹊教職研究会 研究大会・交流会

成蹊大学教職課程センター規則第3条（業務）第1項第11号「教職に従事する卒業生との研究交流及び連携に関する事項」および第12号「成蹊教職研究会に関する事項」に基づき、教職課程センター内に「成蹊教職研究会」を設置している。

成蹊教職研究会は、卒業生の教職就職者への研修支援、在学生に対する卒業生との親睦・交流による教職課程履修へのさらなる意識醸成、資質向上等を目的として、1996年度に教職課程センター（当時は「教職課程指導室」）と卒業生教員有志で発足させたものである。研究大会は、毎年夏に開催する、主として卒業生に向けた研究・研修的意味合いのある会であり、交流会は、毎年2月～3月に開催する、主として在学生（特に当年4月に教職就職する予定の学生）に向けた卒業生との親睦・交流を通して教育現場の実際を感じ取って今後のキャリア形成に寄与する意味合いの会である。これまでの研究大会・交流会のテーマは資料2-1-●のとおりである。

この2つの会の運営を中心として、教職課程センターと卒業生有志で「教職研究交流運営委員会」を構成し、年2回以上の委員会において、研究大会および交流会のテーマ、運営のほか、大学と卒業生、卒業生と在学生の交流の活発化に向けて議論を行っている。

④履修カルテ

基準項目1-1で説明したとおり、教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第10号に規定する「教職実践演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況」を踏まえ教員としての必要な知識技能を修得しているか、学生の教職課程履修に係る意識、進路希望、教育ボランティア等の活動履歴等を確認し、教職課程への意識の認識をすることによって本学教職課程の目標・目的に対する考えを共有させるため、教職課程履修者には履修カルテの作成を義務付けている。各年次において所定の期間で提出されたものを次の教員が確認した上で、授業等での指導に役立てているとともに、学生の意欲や適性の把握に活用している。

2年次：教職課程専任教員において確認する学生を適宜振り分ける

3年次：教育実習論担当教員

4年次：教職実践演習担当のクラス主担当教員

⑤教職課程年報の発行

本学教職課程では、1991年度（1992年3月発行）から、教職課程年報（2000年度の第10号までは「教職課程指導室年報」）を発行し、教職課程専任教員、教職課程科目担当者等からの論稿、卒業生からの実践報告、成蹊教職研究会研究大会記録、教職課程特別講演会、教員採用試験合格者体験記のほか、毎年の報告として教育実習、当該年度教育実習者の実習体験報告、介護等の体験、教職課程授業科目担当者、

当該年度教員就職者等を掲載している。これをおもに学生、卒業生等に配布し、在学生には教職課程に係る研究、実践報告、教育実習報告に触れることで、教育実習は将来の教職就職に向けての意識を高められるようにし、卒業生には教職に関する知識の研鑽と、本学教職課程への帰属意識の醸成を図っている。

〔優れた取組〕

(1) 履修指導の充実

本学の教職課程の履修は、正式には「教職課程登録」を行う2年次からとなるが、1年次配当科目については、教職課程登録がなくても履修できることとしている。これは、大学入学直後で進路選択が固まらない中で教職課程に少しでも興味がある学生に選択肢を提示し、教職課程の裾野を広げ受講者を多くすることや、教職課程の履修負担が大きくなるところを配慮していることが目的である。また、各年次で年度始めにガイダンスを行っているが、各年次で行う手続き状況等を確認することで、教職課程履修の継続や、履修状況を把握するよう努めている。

特に、前述のとおり、教職課程履修者は履修科目が増加するため学修への影響は少なからずあることから、教職課程では次のような取り組みを行って学生の状況把握に努めながら、必要に応じて面談、助言するなど、学生が学位プログラムの履修とあわせて教職課程の履修を続けられるようにしている。

①教職課程履修者の履修状況把握

教職課程履修者のうち、特に3年次以上で教育実習希望者については、3年次から卒業時までの間、「前期履修登録時」「前期履修中止期間終了後」「前期末」「後期履修変更後」「後期履修中止期間終了後」および「年度末」の各段階で、教職課程や教員免許状取得に必要な科目の履修状況を確認し、4年次の教育実習派遣資格の判断および教員免許状取得に必要な科目等に関する履修（単位修得）状況を把握し、これを教職課程センター会議等で情報を共有して、履修指導や相談に対応している。

②授業科目以外の教職課程関係の取り組みの参加状況の把握

授業科目の履修のほか、所定の時期に提出を求めていたりする履修カルテの提出状況、出席を義務付けている2・3年次の特別講演会、各種ガイダンスの出席状況、講演会等で指定する課題の提出状況などを確認し、①とあわせて学生の動向として把握している。

③教職課程関係者の情報共有および面談指導の実施

①②については、教職課程専任教員および教務部教職課程センター配属職員で定期的に行っている教職課程センター会議、メーリングリストのメール等で共有し、状況が芳しくないと判断された学生については、適時適切に教職課程専任教員や教職課程センター職員が面談による指導を行うこととしている。

(2) 大学院生の教職課程履修

本学では、前述のとおり、大学院の学修とあわせて教職課程を履修することを認めており（研究科専攻の基礎となる学部学科の免許状に限る）、特に文学研究科英米文学専攻、日本文学専攻では、大学院の学修・研究に密接に関係するとともに、修了後の

進路選択にも寄与することから、各専攻として入学者への働き掛けも行っている。

〔改善の方向性・課題〕

(1) 教職課程科目履修に係る学生負担について

教職科目のうち、1年次配当の教育原理、教育心理学および学校と社会並びに2年次配当の特別支援教育概論は、大学における教養教育に相通ずるところもあると判断し、2020年度から全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）の科目とし、卒業に必要な単位に算入できることとし、これにより学生の卒業に必要な単位に対する履修負担を軽減させるものと期待した。

しかし、2019年度の再課程認定において策定された「教職課程コア・カリキュラム」では、教育の基礎的理解に関する科目等では教職課程の専門としての内容を求められるものであり、当初想定していた教養教育としての幅広い教育分野を学ばせることには無理があることが判明した。また、上記4科目が配当される「教養基礎」「持続社会探究」の科目的卒業に必要な最低修得単位数が8単位であるため、教職科目のみで最低修得単位数を充足してしまうことになっている。実際には卒業に必要な選択科目として履修できるが、幅広い教養を求める全学共通科目において特定分野の科目に履修が偏るのは望ましくない。さらに、全学共通科目に配置していることにより、教職課程を履修しない学生の履修が一定数存在することは想定の範囲ではあったが、教職課程履修の意欲の差が授業態度に表れているという担当教員からの指摘もあったことで、教職課程科目としての質担保にも影響しかねない状況となっている。

このことについて、現在本学で予定している2026年度の全学的カリキュラム改正にあたって、2022年度から学内に設置されている教養カリキュラム検討ワーキンググループからのヒアリングを受けた際に問題点等を申し上げた上で調整を重ねた結果、2026年度以降は上述の4科目を全学共通科目から外し、卒業要件外の教職課程科目として再編することで合意を得た。

のことによって、学生の卒業に必要な単位に対する履修負担に影響を及ぼすが、その代替として、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」を勘案し、各学科の専門分野と教職課程の架橋ともなる「教科の指導法の科目」を卒業に必要な単位に含めるようにして、卒業に必要な単位の総計において教職課程科目の算入割合は変えずにいくことを考えており、引き続き学内調整中である。

(2) 教職課程登録者数

前述のとおり、各入学年度における教職課程登録者数は、100名前後で推移している。本学の入学定員の合計が1,800名（2020年度以降）のため、5%程度の学生が教職課程登録を行っている。2014年度入学者（2年次である2015年度に教職課程登録）までは150名前後で推移していたが、それ以降急減し、100名を超える年度が少なくなった。この要因は、2014年度から2019年度入学者の各学部学科のカリキュラムにおいて「プレ・ターム」制度を設け、初年度の前期に大学での学びに必要な科目を集中して履修させるために、いわゆる履修の「定食化」を行ったことで、定食化に該当しない教職課程科目の初年度前期の履修が難しくなったことが要因であったと認識し

ている。「プレ・ターム」は学内での一定の評価はあった一方で、専門科目の学修が遅れるなどの課題もあったため、2020年度入学者から「プレ・ターム」を廃止した。

学部学科ごと入学定員に対する教職課程登録者の比率は、特に社会、地理歴史または公民の免許状が取得できる文学部国際文化学科および現代社会学科、経済学部並びに法学部に関し全学での割合より低くなっている。社会系の免許取得にあっては、中学校の地理歴史分野と公民分野が高等学校では教科として分かれていること、教科の指導法の単位について、社会、地理歴史および公民科のそれぞれで必要単位を修得しなければならない（一部共通科目あり）こと等の理由から、中学校及び高等学校の両方の免許状を取得する場合の履修する単位数が多くなっていることが履修を敬遠する要因になっていると思われる。

また、「プレ・ターム」の廃止、教職課程科目の一部卒業要件化にもかかわらず、教職課程登録者は伸び悩んでいる。教育職員免許法改正に伴う教員養成カリキュラムの変更による教職課程科目履修の負担感が増加していることが要因と考えられるが、今後丁寧に調査する必要がある。また、2026年度以降入学者から、教職課程科目を全学共通科目から外す予定としているが、その前後の履修者動向も注視する必要がある。

（3）履修カルテの運用

これに係る課題については、基準項目1－1でも挙げたとおりである。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料2－1－1：【掲示】教職ガイダンス日程（PDF）
- ・資料2－1－2：各学部新入生ガイダンス向け教職課程紹介
- ・資料2－1－3：成蹊大学教職課程における学生の受入れ、履修等に関する方針
- ・資料2－1－4：HP掲載「よくある質問」
- ・資料2－1－5：成蹊大学教職課程に関する学生支援方針
- ・資料2－1－6：2023年度教職課程オフィス・アワー
- ・資料2－1－7：成蹊大学教育実習要項
- ・資料2－1－8：（大学基準協会提出）教職課程科目が履修登録上限単位数に含まれない理由
- ・資料2－1－9：2023年度教職基礎教養強化講座案内
- ・資料2－1－10：2023特別講演会実施案
- ・資料2－1－11：成蹊教職研究会第27回研究大会プログラム（2023.7.29）
- ・資料2－1－12：成蹊教職研究会交流会プログラム（2024.2.24）
- ・資料2－1－13：成蹊教職研究会_研究大会・交流会テーマ
- ・資料2－1－14（既出1－1－8）：履修カルテ（2022年度入学者用）
- ・資料2－1－15（既出1－2－5）：成蹊大学教職課程年報【表紙】
- ・資料2－1－16：大学院で教育職員免許状を取得するための履修手続きについて
- ・資料2－1－17：教育改革プロジェクトヒアリング記録（2022.10.18）
- ・資料2－1－18：教職課程科目の卒業要件算入について
- ・データ2－1－A：2023年度_教職課程履修者数

- ・データ2－1－B：入学年度別教職課程履修者数（2016以降）
- ・データ2－1－C：科目等履修生、大学院生教職課程履修者数
- ・データ2－1－D：教育実習生数
- ・データ2－1－E：教員免許状取得者数

基準項目 2－2 教職へのキャリア支援

〔現状〕

教職課程センターにおいては、センター配属職員による日常的な教員採用情報の提供、各種相談の対応を行っているとともに、以下の取り組みを実施し、学生の教員就職の支援を行っている。なお、相談の内容により職員での対応が難しい場合には、教職課程専任教員、教職課程専門員につないでいる。

なお本学の就職関係を扱う部署としてキャリア支援センターがあるが、教員採用に関しては、キャリア支援センターに届いた情報を教職課程センターに転送いただき、学生への周知を行っている。

(1) 教員採用に係る取り組み

教員採用試験に向けて本学では、小論文、面接試験、模擬授業への対策を重視している。なお、筆記試験の教職教養、一般教養、専門については、早い年次から着手できることもあるため、市販の参考書、問題集、各自治体の教員採用試験の過去問題集を丁寧に反復学習するよう指導している。

①低学年次における教員採用説明

教員採用に係る取り組みの第一段階として、各年度のはじめに行う 2 年次・3 年次の教職課程ガイダンスの中で、教職課程専門員による教員採用に関する概略や心構え等に関する説明を行っている。

②教育委員会等による教員採用試験に関するガイダンスの開催

2023 年度から 3 年次受験が可能になったことを受け、低学年からの教員採用情報提供を目的として、東京都教育委員会および千葉県教育委員会が実施する教員採用に係る大学への講師派遣事業を利用し学内説明会を実施するとともに、情報取得が難しい私立学校の採用に関しても、私立学校教員採用希望者へのセミナー等を実施している（株）エデュケーションナルネットワークにも学内説明を依頼し、実施した。

③小論文対策

教員採用試験で課される小論文について、学生が各自で取り組んだものを、教職課程専門員を中心に、適宜教職課程専任教員が分担して、添削と面接の併用で個別指導を行っている。

④面接試験対策

後述⑥の二次試験対策講座では期間が合わない自治体や私立学校の採用試験での面接に対しても、③と同様、教職課程専門員を中心に、適宜教職課程専任教員が分担して個別模擬面接による指導を行っている。

⑤模擬授業指導

各教科の指導法（教科教育法）の授業内または教員採用試験で行われる模擬授業に向けて、教職課程センターの模擬授業室で練習を行う学生がおり、学生からの求めに応じて教職課程専任教員または教職課程専門員が見学し、指導を行っている。

⑥二次試験対策講座

原則として各自治体の教員採用試験一次試験合格者を対象として、二次試験までの間で、教職課程専門員を講師とし、教職課程専任教員、卒業生の教職就職者も加わり、二次試験対策として、特に面接試験対策に係る取り組みを行っている。2023年度については、4日間の日程で、前半は面接演習の前に「生徒に身に付けさせたい力」「社会人としての自覚と責任、信頼関係の構築」についてグループワークを行い、後半は教職課程専門員、教職課程専任教員、卒業生の教職就職者を面接官に見立てた模擬面接を行った。模擬面接については、参加者にも他の学生の面接を観察させ、面接後に参加者同士で協議し互いに評価し合うとともに、面接官からの指導・講評を行った。これにより、各々の面接スキルの向上につなげるとともに、参加者同士で協議させることで、集団討議での対応にもつなげられるようにした。

⑦教職課程センターの施設活用

教職課程センター内に配置されている自習室および模擬授業室は、教職課程センター開室時は全時間利用可能であり、教職課程科目や教員採用試験の学修に寄与している。自習室には、教科書、教員採用試験関係雑誌・問題集、教職課程関係教材、PCが設置されている。また模擬授業室には、黒板、テレビモニター、DVDプレーヤー、プロジェクタ、電子黒板（簡易版）が備え付けられ、教科教育法の授業で行う模擬授業や教育実習直前の事前練習のほか、少人数のグループワークにも活用されている。

(2) 教員求人情報に係る取り組み

本学の就職関係の業務は、キャリア支援センターが所管しているが、教員就職に関しては、教職課程センターが情報提供を行っている。教職課程センターに直接郵送、メール等で周知されるもの、キャリア支援センターに届いたものの教職課程センターへの回付、などにより情報が集約されたものについて、教職課程センター専用掲示板で周知している。

(3) 教員就職者数

新卒者の教員就職者数は、データ2-2-Aのとおりであり、2014年度から2023年度卒業の10年間でも、毎年10名以上の就職者を輩出し、うち5年度は20名を超えている。2018年度（2019年4月入職）までは、正規の教諭就職より正規外就職（常勤講師、非常勤講師、臨時任用など）が多いが、2019年度以降は正規教諭就職者が正規外就職者を上回っている。正規就職者が増加した理由としては、昨今の教員不足による採用者数増加が要因とされる。

また、当年度教育実習生に対する新規就職者数の割合は、2年度を除き、20%を超え、満たなかった2年度においても18%以上となり、平均すると約4人に1人の割合で教職に就いており、これは教員養成学部等を持たない大学としては高い割合ではないかと認識している。

〔優れた取組〕

(1) 個別指導の充実による効果

小論文、模擬面接、模擬授業においては、学生の個性、資質、その時点の取り組み状況を勘案し、個別指導を原則としている。同一学生について複数回指導していくことにより、教員採用に向けての実力が涵養されるだけでなく、日常の教職課程センターにおけるスタッフとの対応においても成長を感じることができている。

(2) 教職課程センター施設設備の利用

前述のとおり、教職課程センター内に配置されている自習室および模擬授業室は、教職課程センター開室時は全時間利用可能である。教員採用試験や教職課程授業のための自習、模擬授業の練習、個別指導、事務手続きなどが一つの場所で行うことができ、かつ、教職課程の授業でも積極的な活用を促しているため、教職課程履修学生にとっての「溜まり場」的な施設となっている。

(3) 教職就職者数について

前述のとおり、過去 10 年間の教育実習者に対する教職就職者が約 4 人に 1 人であり、比較的高い割合である理由として、教職課程課程履修者の中に教職就職に意欲の高い学生が多く履修していること、この学生を大学の授業、教職課程センター施設設備の充実及び教職課程センターにおける履修、教員採用等の指導が充実しているからと推察している。この傾向は 2024 年度にも続く見込みであり、それは 2024 年度に教育実習を行う予定の学生のうち、すでに 2023 年度に教員採用試験の 3 年次生前倒し受験で合格した者が 13 名いることでも推察できる。

〔改善の方向性・課題〕

(1) 3 年次受験に向けての低学年への対応

令和 4 年中央教育審議会答申を受けて、2023 年度（2025 年度採用分）から、一部の自治体で教員採用試験の一次試験のうち筆記試験など一部を 3 年次に受験できることとなつたが、本学では 2023 年度の受験に際しては特段の対応は行わず、受験希望者がいた場合には誘導することにとどめていた。その後、3 年次生（当時）対象に調査したところ、回答者 76 名（2024 年度教育実習予定者）のうち、教員就職を第 1 志望とする者 21 名、同第 2 志望とする者 25 名であり、2023 年度に 3 年次受験者 16 名中、通過者は 13 名と、想定外の結果が出ていたことが判明した。

これを受け、2024 年 1 月に、教員採用に係る出張講座を行っている東京都、千葉（県、市）の担当者を招いて、それぞれのガイダンスを実施するとともに、3 年次教職課程ガイダンスで特に 3 年次受験について強く説明した。

しかし、これ以外で対応の必要性、行う場合の対応の範囲等を含め今後検討する必要があると認識している。

(2) 教職課程専門員による指導の充実について

2023年度は元公立学校校長経験者1名が週1回勤務で学生の指導に当たっているが、週1回ということもあり、通常は教員採用試験対策のうち小論文、進路指導を個別に行っていくことで精一杯であるため、人員増強が必要であると認識していたところ、2024年4月から、本学園の中学校・高等学校での勤務歴のある元教員（校長経験者）が加わることとなり、指導の充実が図られる見込みである。

（3）教員求人情報の提供方法

教職課程センターに集約される教員求人情報については、基本掲示のみでの周知となっているが、電子化が進みインターネット環境が当然の時代にあって、掲示のみでは情報周知としては不完全なものとなっている。また、教職課程センターでの掲示も、掲示スペースが限られていることから、東京、関東を中心としたものが掲示の中心となってしまっている。地方出身者が少なく、該当地域出身者で教職就職希望者がいない場合が多いこともあるが、他地域出身者でも受験の可能性があるため、周知の充実を図る必要があることは認識している。また、本学では現時点で、教職就職を希望する既卒者が極めて少ないが、本人からの申し出による把握に限られており、実際のニーズの把握ができていないのが現状である。

については、在学生のみならず卒業者に対する教員採用情報の提供方法について、ホームページ、学内で提供するLMS、Slackなどの外部コミュニケーションツールなどの活用を含めた検討をする必要がある。

なお、この情報提供については、学校ボランティアの募集においても同様である。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料2－2－1（既出2－1－5）：成蹊大学 教職課程における学生支援に係る方針
- ・資料2－2－2：(202401実施)教員採用ガイダンスお知らせ
- ・資料2－2－3：2023教員採用試験 二次選考対策会
- ・データ2－2－A：教員就職者数

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3－1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〔現状〕

本学では、本学の理念と目的、教職課程における教員養成の方針および学部等の「教員養成の目標・計画」に基づき、次のとおり、全学共通として「教育の基礎的理解に関する科目等」を、学部学科および研究科専攻ごとに「教科及び教科の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」を開設している。学生へのカリキュラム提示は、入学時に配布する「教職課程履修ガイド」により行っている。なお、各学部学科、研究科専攻および各校種・教科について、基準項目1－1で記したとおり「到達目標」「具体的な履修カリキュラム」を策定し、ホームページで公開している。

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目等については、全学共通で開講し、各年次で履修科目・単位数に偏りが出ないよう、後述の各教科の指導法の科目と合わせてバランスをとるとともに、【表7】のとおり、それぞれの学年での学ぶテーマを策定している。

これらの科目については、学生の履修の便宜を図り、1クラス当たりの人数を適切にして教育効果を高めるため、原則として複数クラス開講している。

教育原理、教育心理学、学校と社会および特別支援教育概論については、大学の教養教育の一分野として位置づけ、全学共通科目（通称：成蹊教養カリキュラム）の科目とし、教職課程の履修を迷っている学生、教職課程を履修しない学生でも履修できるようにしている。

教育の方法と技術は、教科の指導法の科目との連関を重視し、言語系（英語・国語）、社会系（社会・地理歴史・公民）、理数系（理科・数学・情報・工業）のそれぞれのクラスを設置している。

教育相談、ICT活用の理論と方法、道徳教育の指導法、特別活動の指導法については、教育効果を高めるために、なるべく1クラス当たりの人数を均等化するようにしている。これらの科目のうち、1単位科目であるICT活用の理論と方法については、前期の同一曜日時限の奇数週受講クラスと偶数週受講クラスの2クラスとし、事前事後学修を充実させることとしている。

教育実習については、3年次後期から事前指導を開始し、4年次後期までの1年半にわたって事前指導、実習、事後指導を行っていく。3年次後期に1単位の授業科目「教育実習論」を開設し、半期14回授業でしっかりと事前指導を実施する。この中で、現場体験を目的として、併設の成蹊中学・高等学校への参観をプログラムに含めている。4年次前期も引き続き「教育実習（中・高）」または「教育実習（高）」の科目で教育実習の直前指導を行い、実習受け入れ校での教育実習後に事後指導を行うこととしている。事前指導を充実させているため、教育実習の単位は、中学5単位、高校3単位のところ、中学6単位、高校4単位としている。

教職実践演習は、取得免許状の教科に応じた4クラスに分け、原則として教職課程

専任教員4名によるオムニバス形式で授業を行い、教員として求められる「1. 使命感や責任感、教育的愛情」「2. 社会性や対人関能力」「3. 生徒理解や学級経営の能力」「4. 教科の指導力（各教科の指導におけるICTの効果的な活用及びそれに必要な情報機器の操作についての技術等を含む）」を習得したことを確認する。

（2）各教科の指導法

各教科の指導法については、本学では中学校・高等学校の両方の免許状の取得を推奨しており、原則として中学校免許状の教科（国語、社会、数学、理科および英語）取得の場合、必要な8単位を2年次後期に2単位、3年次前・後期で計6単位を連続して履修する。なお、理工学部のみ取得可能な高等学校の教科（情報および工業）については、2年次前期から履修できるようにしている。【表7】

【表7】 各年次の履修科目数・単位数

年次	科目数	単位数	テーマ	授業科目
1	6	12	教育の基礎理論を学ぶ	教育原理、教職論、教育心理学、学校と社会、生徒指導論、進路指導論
2	5	9+指導法2 (注)	教育方法、教科の指導法などを学ぶ	特別支援教育概論、教育課程論、教育の方針と技術、ICT活用の理論と方法、教育相談、2年次後期の教科教育法
3	4	8+指導法6 (注)	総合、特活などの教科外の指導理論を学ぶ	道徳教育の指導法、特別活動の指導法、総合的な学習の時間の指導法、教育実習論、3年次配当の教科教育法（中学校免許課程の場合6単位）
4	2	7	教育実習、教職実践演習	教育実習（中・高）、教職実践演習（中・高）

※単位数のうち、教科の指導法は、中学校免許状取得者の一般的な履修単位数を表す。

（注）中学校社会科、高等学校地理歴史科および公民科を希望する者の各教科の指導法は、以下のとおり履修する。

2年次後期　社会科・地理歴史科教育法2単位、社会科・公民科教育法2単位

3年次前期　社会科教育法A・B4単位

3年次後期　地理歴史科教育法2単位、公民科教育法2単位

（3）大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目については、全学共通で履修可能な学校図書館司書教諭講習に必要な5科目10単位、教員採用を目指す学生の向けの教員としての総合力向上のための選択科目「教職特論演習I」「教職特論演習II」を開設している。このほか、文学部英語英米文学科では英語教育に関する学科専門科目「英語圏文化426（英語教育）」を、理工学部理工学科では数学や理科の教材開発に関して学ぶ「理工教材開発法」を選択科目として含めている。

(4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

大学が独自に設定する科目については、すべて全学共通科目で履修するようしている。ただし、法学部各学科の日本国憲法については、各学科の専門科目の憲法を履修することで、第66条の6とのダブルカウントができるようになっている。なお、数理・データサイエンス・A I教育プログラム（リテラシーレベル）の認定（5文科高第753号）に伴い、2024年度入学者からは、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の科目に「データサイエンス入門」を加え、情報機器の操作の科目で本学では登録必須（履修は必要であるが、単位修得は求めない科目）としている「情報基礎」との選択が可能とすることとした。

(5) 教科に関する専門的事項

各学部学科の教科に関する専門的事項については、それぞれの学科の目的目標、教員養成に対する理念・構想に基づき、カリキュラム編成を行っている。

各学科の教職課程カリキュラムに係る点検結果については、資料3-1-4のとおりである。

(6) 学校図書館司書教諭課程の設置

本学では、1998年度から、学校図書館司書教諭講習規程に基づく学校図書館司書教諭課程を置き（5科目10単位）、教職課程履修者に対して併有できるようしている。開設当初は文学部に設置され、文学部生のみ履修可能であったが、平成10年改正法に伴う課程認定時に「教科又は教職に関する科目」として算入することとし、これにあわせてすべての学部学科の教職課程履修学生に開放することとした。平成30年改正法に伴う再課程認定時に、これらの科目は「大学が独自に設定する科目」として算入することとした。教職課程履修者に対する学校図書館司書教諭課程履修者の割合は約2割程度、このうち修得者は3分の2程度となっている。

(7) 大学院におけるカリキュラム編成

大学院においては、各研究科・専攻に配置されている授業科目のうち、専修免許状取得に必要な内容の科目を「大学が独自に設定する科目」としている。各研究科・専攻の配置については次のとおりである。

理工学研究科については、理工学専攻内の3つのコースの科目から、数学および理科の教科の専門性が認められる科目を「教科及び教科の指導法に関する科目」に定めている。

経済経営研究科については、数学・統計学系統の科目を除く科目を「教科及び教科の指導法に関する科目」に定めている。

法学政治学研究科については、開設科目のうち特に中学校社会科および高等学校公民科の内容と関連する科目を「教科及び教科の指導法に関する科目」に定めている。

文学研究科については、原則として論文演習に係る科目を除く研究・演習に係る科目を「教科及び教科の指導法に関する科目」に定めている。

(8) 成績評価

本学授業科目の成績評価は、成蹊大学学則においては第38条に認定の資格、同39条に履修の評価、成蹊大学大学院学則においては第11条に単位修得の認定、同第11条の2に単位修得の認定、をそれぞれ規定している。授業担当者にはシラバス作成時に「シラバス作成要領」により、成績評価のガイドライン、到達目標や評価項目に対する評価の判断基準等を示している。

教職課程科目においても、学則等に準じた成績評価を依頼している。

なお、教育実習論、教育実習については、クラスごとの授業担当者がつけた成績評価を、当該科目担当者全員で確認し、評価水準の差がないようにしている。また、教職実践演習については、オムニバス形式の授業であるため、4名の担当者の合議で成績評価を決定している。

〔優れた取組〕

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等の科目設定

教育の基礎的理解に関する科目等（教育実践に関する科目を除く。）について、本学では、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に規定する「各科目に含めることが必要な事項」の各事項について、複数の事項をまとめた科目設定は行わず、各事項に必ず科目を配置し、2022年度から新設された「ICT活用の理論と方法（1単位）」を除き、すべて2単位科目として設定することで、各事項の学修を深め、教員の質向上に寄与するものである。また、中学校では必修となる「道徳の理論及び指導法」の科目（道徳教育の指導法）について、高等学校免許状取得に際しては「大学が独自に設定する科目」に規定することにより、原則として中学・高校での履修科目に差がなくなっており、履修をしやすくさせている。

(2) 教育実習の充実に伴う単位設定

教育実習の指導は、3年次後期の「教育実習論」の履修で事前指導を開始し、4年次通年で履修する「教育実習」までの1年半にわたって実施している。本学では特に事前指導を重要視し充実を図る目的で、教育実習の単位を法定上中学5単位、高校3単位のところ、中学6単位、高校4単位としている。

(3) 免許法上の必要単位数（59単位）の履修

上述の教育の基礎的理解に関する科目等の科目設定により、本学では、「教育の基礎的理解に関する科目等」を、教育職員免許法の規定では中学27単位、高等学校23単位のところ、中学35単位、高等学校33単位（差の2単位は「道徳の理論及び指導法」であり、大学が独自に設定する科目に算入）となる。これにより、「教科及び教科の指導法に関する科目」を免許法の規定通り履修することで、特段「大学が独自に設定する科目」を意識しなくとも、教育職員免許法の59単位を中学、高校とも充足するカリキュラムとしている。この単位設定により、教職課程科目の履修がしやすくなっていると認識している。

(4) 理工学部理工学科の免許状取得

理工学部理工学科については、1 学科の特性を生かし、すべての学生が中学校数学および理科、高等学校数学、理科、情報および工業の教科の免許状を取得できるよう課程認定を受けているが、学生の所属専攻の履修上、教科による取得のしやすさ／しにくさもあるため、それを履修ガイドにおいて学生には示している。しかし、専門分野以外でも理工学科内における副次的興味に応じることができるようにしている（例えば、コンピュータ科学専攻の学生が理科の免許状を取得、など。）。実際にはまだ開設 2 年を経過しただけであり学生動向は把握できていないが、そのような学生が輩出できることを期待しているところである。

〔改善の方向性・課題〕

【学部学科等の課程】

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等の単位数が多いことについて

「優れた取り組み」で挙げた標記であるが、一方では、学生の教職課程科目の必修負担が増加していることが課題として認識している。現在のカリキュラムが 2021 年度入学者からのものであるため卒業者が輩出されていないが、卒業生輩出のタイミングを見計らって科目設置の有効性と課題を確認し、見直しの是非について検討する必要がある。ただし、見直しにあたっては、現行カリキュラムと並行運用となるため、前後に該当する学生への影響も考慮しなければならない。

(2) 経済学部経済数理学科、経営学部総合経営学科で高等学校・地理歴史の免許状が取得できないことについて

経済学部経済数理学科、経営学部総合経営学科は、2019 年度までの経済学部経済経営学科から学部改編により設置された学部学科である。従前の経済学部経済経営学科については、中学校社会科、高等学校地理歴史科および同公民科の課程認定を受けていたが、当該学科の課程認定にあたり、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」にかんがみ、高等学校地理歴史科の教科に関する専門的事項の科目の配置が難しく、認定申請を行わなかった。しかし、当該学科の学生からの問合せも若干あることから、2026 年度に予定されている全学的なカリキュラム改編において、当該学科の学生に対して便宜が図れるかの検討が必要と認識している。

【研究科専攻の課程】

(1) 専修免許状取得者が少ないとことについて

理工学研究科を除き、大学院在籍者が 1 術であり、かつ、一種免許状取得者もしくは大学院在学中に教職課程を合わせて履修する者も数少ないため、専修免許状取得者が 0 名もしくは数名である現状である。大学院進学者の数多くが学部在学中に教職課程を履修していないこともあり、かつ、本学は教育学系の研究科および教職大学院を併置していないため、取得者増を大学として働きかけることは極めて難しいと認識している。

(2) 理工学研究科における「大学が独自に設定する科目」24単位の充足について

理工学研究科においては、修了に必要な単位を 30 単位と定めているが、このうち特別演習・実験科目で 12 単位となり、専修免許状の要件である「大学が独自に設定する科目」24 単位を充足するためには、最低でも修了に必要な科目を 36 単位以上修得しなければならなく、かつ、理工学研究科の各専攻の授業科目が必ずしも数学または理科の科目として認められない科目も多く、実際には 36 単位を超てしまうことになる。特に、「情報科学コース」（基礎となる学科：情報科学科）および「システムデザインコース」（同：システムデザイン学科）の科目で主として構成される数学の教科については、各コースの科目のみで 24 単位を充足することが難しく、他コース科目の履修も必要となる場合がある。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 3-1-1（既出 1-1-5）：課程認定申請書「様式第 7 号ア・ウ」記載事項（学部学科）
 - ・資料 3-1-2（既出 1-1-6）：課程認定申請書「様式第 7 号ア・ウ」記載事項（研究科専攻）
 - ・資料 3-1-3（既出 1-1-7）：教職課程履修ガイド 2023
 - ・資料 3-1-4：各学部学科の目的目標、教員養成に係る目標および教職課程カリキュラムについての点検結果（全学教職課程委員会とりまとめ）
 - ・資料 3-1-5（既出 1-1-1）：成蹊大学学則
 - ・資料 3-1-6（既出 1-1-2）：教職課程履修ガイド 2023
 - ・資料 3-1-7：2024 年度シラバス作成要領
 - ・データ 3-1-A：教職課程科目履修者数データ
 - ・データ 3-1-B：学校図書館司書教諭課程_履修者、単位充足者
-

基準項目 3－2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状〕

教職課程では、教職課程センター、教職課程専任教員を中心とした日常的な学生の履修指導を行うとともに、教職基礎教養強化講座、教員採用試験対策、模擬授業実践、学校現場見学、成蹊教職研究会を通じた卒業生教員との交流、などにより、学校現場や教育の状況を理解し、教師として必要なスキルを身につけ、実践的指導力を高めている。

(1) 教職基礎教養強化講座の実施

基準項目2－1（6）のとおり、ファシリテーション講座およびICT講座を実施している。

(2) 教員採用試験対策

基準項目2－2（1）のとおり、教員採用試験対策を実施している。

(3) 模擬授業の実施と教職実践演習における模擬授業実践

教育実習前に履修する教科教育法では、学習指導要領における科目の目標および内容の把握と理解、授業構想と学習指導案の作成を行った後、原則として履修者全員に模擬授業を行わせている。その方法は、一学生当たり複数回の実施や、現場での授業時間を念頭に入れた構成で行わせるなど工夫をしている。

また、教育実習後に履修する4年次後期の「教職実践演習」の授業内でも、一部学生に模擬授業を実施してもらった上で、履修者が教育実習で得た知識や経験をふまえた意見交換を行うことで、授業実施に関する知識や経験をより深いものにしている。

(4) 現場参観

教育実習の事前指導に位置付けられる「教育実習論」の授業において、現場の実情を理解し、教育実習や将来の教職就職への意識付けを高めるために、併設の成蹊中学・高等学校への参観をプログラムに含めている。

(5) 卒業生との交流

基準領域2－1（6）で記した成蹊教職研究会の事業である研究大会、交流会に参加することによって、教職課程履修学生の意識醸成、資質向上を図っている。

(6) 武藏野市、三鷹市のインターンシップ、教育ボランティアへの誘い

成蹊大学教職課程センター規則第3条（業務）第1項第10号「学校インターンシップ等の教育委員会、各学校、地域等との連携に関する事項」に基づき、本学の所在する東京都武蔵野市、隣接の同三鷹市の要請を受けて、年度のはじめに行う教職課程ガイダンスにおいて、両市の教育事業に係る学生への周知のため来校いただき説明の場を設けている。学生は自由応募となるが、希望者がいた場合には大学としての便宜を図っている。

[優れた取組]

(1) 個別指導の充実による効果

基準項目2－2でも記したとおり、教員採用試験対応をはじめとした学生指導は、個別指導を重視しており、教員採用に向けての実力が涵養されるだけでなく、日常の教職課程センターにおけるスタッフとの対応においても成長を感じることができている。

[改善の方向性・課題]

(1) 教職基礎教養強化講座

現在、教職基礎教養強化講座は、前述のとおりファシリテーション講座とICT講座の2講座を実施しているが、かつては「話し方講座」「書き方講座」を実施していた時期もあった。

教員養成の一環として、教員就職を希望する者には身につけてほしいが、教職課程のカリキュラムでは養成することが難しい資質をどう身につけさせていくかが課題であると認識している。

(2) 卒業生の活用

卒業生には、卒業生の交流の一環として行っている成蹊教職研究会の事業への参画、2－1（6）②の教職課程特別講演会講師、新入生ガイダンス向けの卒業生メッセージへの協力などを依頼しているが、卒業生からは在学生へのより多くの支援を行いたい、一方在学生からは卒業生のお話を聞きたい、教員就職についての助言をいただきたいと、それから要望を受けている。「教職研究交流運営委員会」で議論を行っているが、なお議論が必要と認識している。

(3) 地域連携事業について

教職課程に関する地域連携においては、現状の説明であるとおり、武藏野市および三鷹市の教育事業の紹介および参加の喚起を行っているが、大学が取りまとめて派遣するのではない。また、随時各所から要請のある教育に係るボランティア募集についても同様である。そのため、学校体験活動の充実の面では、課題が多いというよりは、大学が主体として着手していることにはなっていない。

ただし、本学の所在する東京都武蔵野市では、各学校に設置の「開かれた学校づくり協議会」に学校運営協議会機能を取り入れた学校運営を行う新たな仕組みを作りモデル運用することとなった。そのモデル校に本学から最も近い公立中学校である武蔵野市立第一中学校がなったことから、本学に学生委員選出の依頼があり、大学から学生を推薦した。

この関係もあり、中学校側から学校運営の支援に本学学生に関わってほしいという要望を受け、今後中学校と調整しながらまずは現状から一歩進めたいと考えている。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料3—2—1（既出2—1—9）：2023年度教職基礎教養強化講座案内
- ・資料3—2—2（既出2—2—2）：(2024.01実施)教員採用ガイダンスお知らせ
- ・資料3—2—3（既出2—2—3）：2023教員採用試験 二次選考対策会
- ・資料3—2—4：教職実践演習シラバス
- ・資料3—2—5：教育実習論シラバス
- ・資料3—2—6（既出2—1—1.1）：成蹊教職研究会第27回研究大会プログラム
(2023.7.29)
- ・資料3—2—7（既出2—1—1.2）：成蹊教職研究会交流会プログラム
(2024.2.24)
- ・資料3—2—8：成蹊教職研究会：成蹊教職研究交流運営委員会議題（2023年度分）
- ・資料3—2—9：武藏野市立小中学校指導員募集、セカンドスクール案内
- ・3—2—10：三鷹市ボランティア事業・学校インターンシップ案内

III. 総合評価（全体を通じた自己評価）

各学部学科においては、全学教職課程委員会委員が各学部学科の教務委員を兼ねていることから、各学科のカリキュラムと教職課程カリキュラムの連関を図ることができ、変更届を利用して教職課程カリキュラムの運用を円滑にし、質の担保を行っている。

また、教職課程においては、教職課程センター所長、同副所長、教職課程専任教員、教職課程センター配属教務部職員、教職課程専門員のそれぞれが役割を果たすとともに、各学部の教職課程の状況、学生状況などを把握し共有することで、教職課程センターが中心となった運営、指導体制が整備されていると認識した。

一方で、外部との連携については課題が残り、特に地域自治体との連携については、さらなる充実が必要であると認識する。

本学は、5学部10学科、4研究科8専攻のすべてで教職課程の認定を受けているが、履修者数の規模からみれば、各学部学科個別での動きを主とするよりは、常に各学部学科と教職課程がコミュニケーションをとり、その上で教職課程が全体調整、集約を図っていったほうが、実質的な教職課程運営がなされ、自己点検・評価においても、より実質的なものになると認識した。

今回の点検作業により、今後の本学教職課程の自己点検・評価の運用に係る基盤が構築されたので、これをもとに教職課程の取り組みを充実させるとともに、この自己点検・評価を定期的に精査していくことで、本学らしい自己点検・評価が取り組まれるものと確信した。

IV 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

- (1) 教職課程センターにおいて、各基準項目での必要事項の洗い出し、見出しの設定
- (2) 各学部学科、研究科専攻、教職課程センター（内部質保証推進チーム）のそれぞれにおいて、該当項目に係る点検・評価の実施
(各学部学科、研究科専攻においては、カリキュラムの点検が中心)
- (3) (2) の内容の集約、教職課程センター会議でのまとめ
あわせて、本学内部質保証に係る自己点検・評価シートの作成を行った。
- (4) 全学教職課程委員会における報告書に係る議論、内容の調整
- (5) 教職課程協議会における報告書に係る議論、内容の調整
- (6) (4) (5) をふまえた最終調整、最終版の確定

V 現況基礎データ一覧

令和5年5月1日現在

法人名 学校法人 成蹊学園							
大学・学部・学科名 ※							
成蹊大学 経済学部 経済数理学科、現代経済学科 理工学部 理工学科 文学部 英語英米文学科、日本文学科、国際文化学科、現代社会学科 法学部 法律学科、政治学科 経営学部 総合経営学科							
成蹊大学大学院 理工学研究科 理工学専攻 経済経営研究科 経済学専攻、経営学専攻 法学政治学研究科 法律学専攻、政治学専攻 文学研究科 英米文学専攻、日本文学専攻、社会文化論専攻							
※募集停止学部・学科 経済学部 経済経営学科（2020年度） 理工学部 物質生命理工学科、情報科学科、システムデザイン学科（2022年度）							
学科・コース名（必要な場合） 上述に集約							
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等							
① 前年度卒業者数	1,707						
② ①のうち、就職者数（企業、公務員等を含む）	1,501						
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数（複数免許状取得者も1と数える）	62						
④ ②のうち、教職に就いた者の数（正規採用+臨時的任用の合計数）	13						
④のうち、正規採用者数	10						
④のうち、臨時的任用者数	3						
2 教員組織							
	教授	准教授	講師	助教	客員教員	常勤講師・ 全学教育講師	その他 (非常勤講師)
教員数	148	37	6	37	19	15	354
相談員・支援員など専門職員数				教職課程専門員 1名			